

## 景観計画で定めるべき事項

景観計画では、必ず定めなければならない事項として、区域、行為の制限及び、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針がある。

その他、必要に応じて選択できる事項として、方針、屋外広告物に関する事項や景観重要公共施設に関する事項などがある。

事項	必須	定めることが望ましい	選択	関係条文
景観計画区域	○			法第 8 条 第 2 項 1 号
良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	○			法第 8 条 第 2 項 2 号
景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針	○			法第 8 条 第 2 項 3 号
屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項			○	法第 8 条 第 2 項 4 号
景観重要公共施設の整備に関する事項			○	
景観重要公共施設の占用等の基準			○	
景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項			○	
自然公園法の許可の基準			○	
景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針		○		法第 8 条 第 3 項

→ 届出の対象行為

事項	必須届出対象行為	選択届出対象行為	関係条文
建築物の建築等	○		法第 16 条 第 1 項
工作物の建設等	○		法第 16 条 第 2 項
開発行為	○		法第 16 条 第 3 項
景観条例で定める行為 【選択可能な届出対象行為】 1)土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 2)木竹の植栽又は伐採 3)さんごの採取 4)屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 5)水面の埋め立て又は干拓 6)夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明 7)火入れ		○	施行令第 4 条

※建築や建設、開発行為等を行う際の届出が必要な規模は、景観計画策定にあたり検討が必要。  
※また、景観計画の策定と併行して、景観法に基づき景観計画の運用に必要な事項や良好な景観形成に資する市民活動への支援等について、景観条例を定める。

## 計画策定のスケジュールについて

市では、平成 30 年度末の館山市景観計画策定に向け、以下のスケジュールで検討を進める。

平成 29 年度		
検討内容	市民参加	検討委員会等
6～9 月 景観特性の把握と課題の整理		
10～12 月 景観形成の目標及び基本方針の検討	・ワークショップ ・市民アンケート	● 第 1 回策定委員会 (10/5) ○ 第 1 回庁内検討委員会 (10 月) ○ 第 2 回庁内検討委員会 (12 月)
1～3 月 景観形成区域の指定		● 第 2 回策定委員会 (1 月) ○ 第 3 回庁内検討委員会 (2 月) ● 第 3 回策定委員会 (3 月)
平成 30 年度		
検討内容	市民参加	検討委員会等
4～6 月 景観形成方針の検討	・ワークショップ	○ 第 4 回庁内検討委員会 ● 第 4 回策定委員会
7～9 月 行為の制限に関する事項の検討 推進方策の検討		○ 第 5 回庁内検討委員会 ● 第 5 回策定委員会
10～12 月 景観計画 (案) の作成 景観条例素案の作成	・パブコメ ・説明会	○ 第 6 回庁内検討委員会
1～3 月 とりまとめ		● 第 6 回策定委員会 ・ 都計審への報告